



ひと、くらし、みらいのために

# 障害保健福祉施策の動向

平成27年 3月 20日

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課  
課長 田中 佐智子

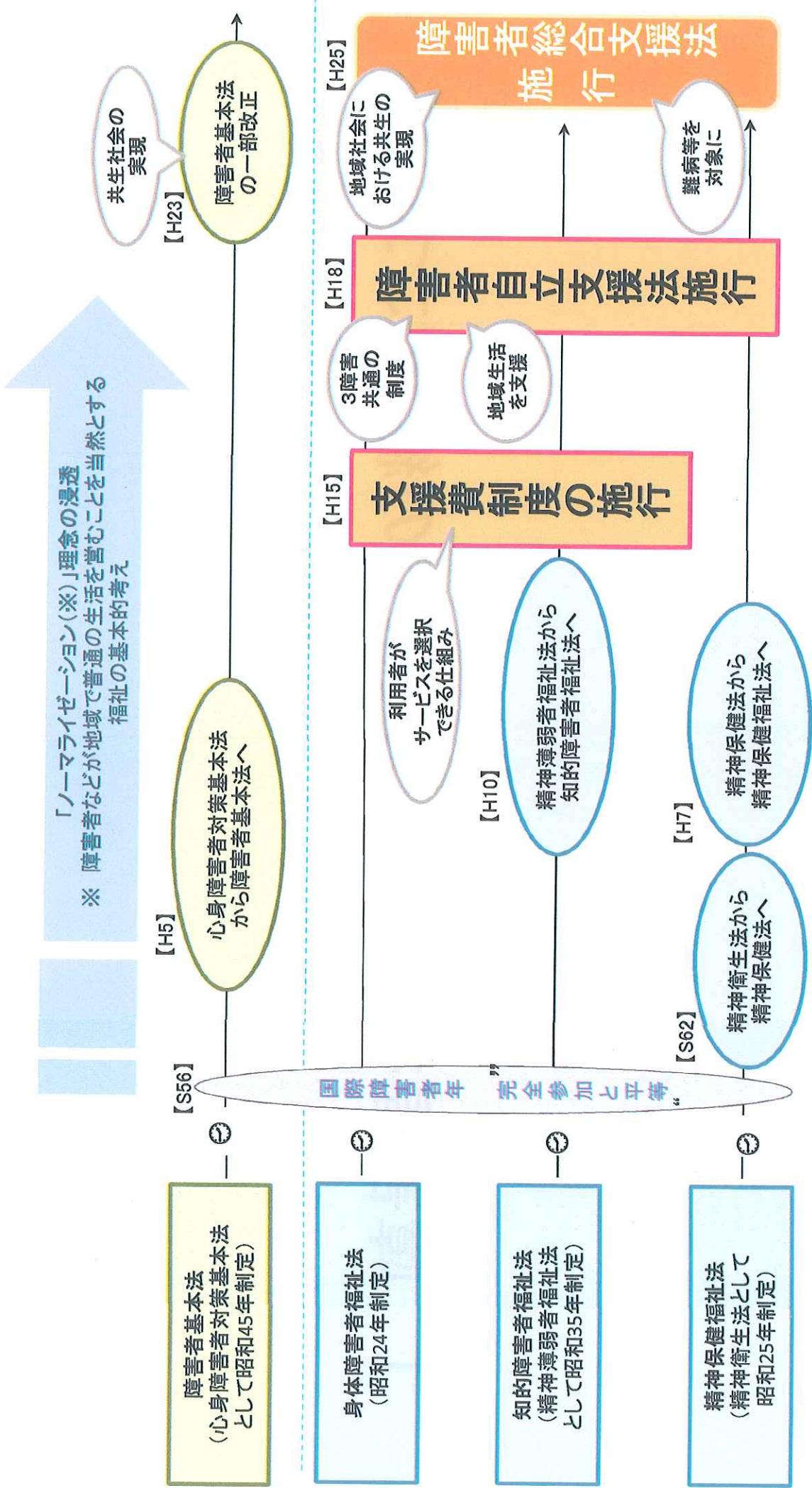
## 目

## 次

I	障害福祉施策のこれまでの経緯について	3
II	障害者総合支援法について	9
III	地域での支援について	26
IV	報酬改定等について	39
V	相談支援について	66
VI	就労支援について	93
VII	障害者虐待防止対策等について	97

# I 障害福祉施策のこれまでの経緯について

# 障害福祉施策の歴史

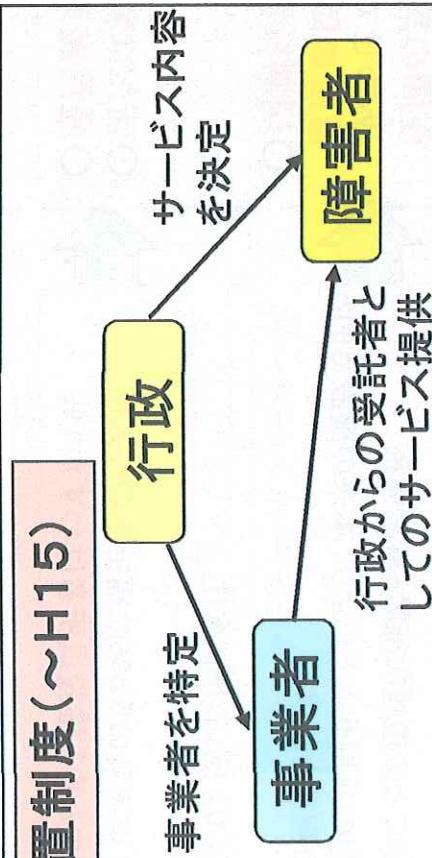


# 措置制度から支援費制度へ(H15)

## 支援費制度の意義

- 多様化・増大化する障害福祉ニーズへの対応
- 利用者の立場に立った制度構築

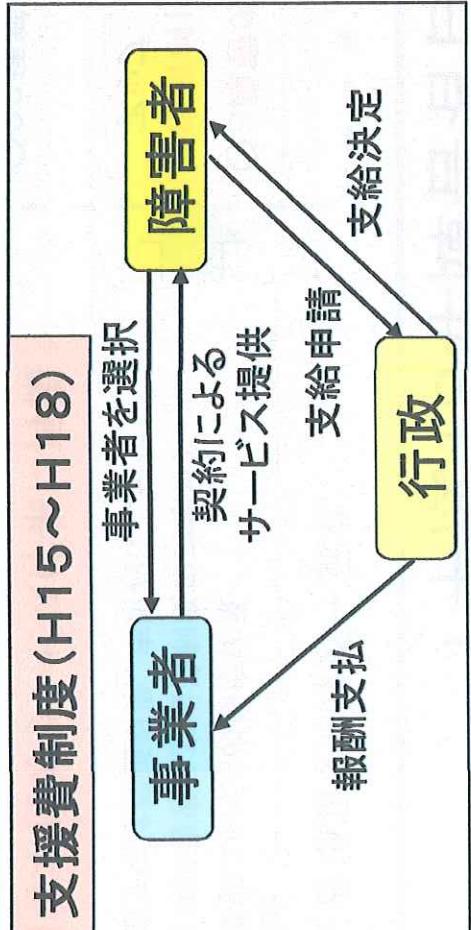
## 措置制度(～H15)



<措置制度>

- 行政がサービス内容を決定
- 行政が事業者を特定
- 事業者が行政からのお受託者としてサービス提供

## 支援費制度(H15～H18)



<支援費制度>

- 障害者の自己決定を尊重  
(サービス利用意向)
- 事業者と利用者が対等
- 契約によるサービス利用

# 「平成18年障害者自立支援法」のポイント

## 障害者施策を3障害一元化

制定前

- ・3障害(ばらばらの制度体系  
(精神障害者は支援費制度の対象外)  
実施主体は都道府県、市町村に二分化)

## 法律による改革

- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に  
○市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバッカ  
アップ

## 利用者本位のサービス体系に再編

制定前

- ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系  
・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と  
利用者の実態とが乖離

## 就労支援の抜本的強化

制定前

- ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所  
・就労を理由とする施設退所者はわずか1%

## 支給決定の透明化、明確化

制定前

- ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定  
する客観的基準)がない  
・支給決定のプロセスが不透明

## 安定的な財源の確保

制定前

- ・新規利用者は急増する見込み  
・不確実な国の費用負担の仕組みに

- 33種類に分かれた施設体系を再編し、日中活動支援と  
**夜間の居住支援を分離**  
あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や  
重度の障害者を対象としたサービスを創設
- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用

- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

- 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を  
導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

- 国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担)  
○利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

自立と共生の社会を実現

障害者が地域で暮らせる社会に

# 障害者福祉施策のこれまでの緯

## 障害者総合支援法関係

## その他障害者関連施策の動き

平成18年	4月：「障害者自立支援法」の一部施行(同年10月に完全施行)	4月：「障害者雇用促進法改正法」の施行
	12月：法の円滑な運営のための特別対策  ①利用者負担の更なる軽減 ②事業者に対する激変緩和措置 ③新法移行のための経過措置	10月：「精神保健福祉法」の施行
平成19年	12月：障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置  ①利用者負担の見直し ②事業者の経営基盤の強化 ③グループホーム等の整備促進	12月：国連総会本会議で「障害者権利条約」が採択  9月：「障害者権利条約」へ署名  11月：「身体障害者補助犬法改正法」の成立  (平成20年10月に施行)
平成20年	12月：社会保障審議会障害者部会報告の取りまとめ	12月：「障害者雇用促進法改正法」が成立  (平成21年4月に施行(一部、段階施行あり))
平成21年	3月：「障害者自立支援法等改正法案」国会提出(→7月の衆議院解散に伴い廃案)  9月：連立政権合意における障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意	
平成22年	1月：厚生労働省と障害者自立支援法推進会議・弁護団との基本合意  障がい者制度改革改革推進会議において議論開始	
	4月：低所得者の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化  障がい者制度改革改革推進会議総合福祉部会において議論開始	
平成23年	6月：「障害者制度の推進のための基本的な方向について」(閣議決定)  12月：「障害者自立支援法等改正法」(議員立法)が成立(平成24年4月に完全施行)  8月：「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」取りまとめ	6月：「障害者虐待防止法」(議員立法)が成立  (平成24年10月に施行)
平成24年	6月：「障害者総合支援法」が成立(平成25年4月(一部、平成26年4月)に施行)  4月：基本理念の追加、障害者の範囲の見直し等について施行	7月：「障害者基本法改正法」が成立  (同年8月に施行)
平成25年		6月：「障害者優先調達推進法」(議員立法)が成立  (平成25年4月に施行)
平成26年	4月：障害支援区分、ケアホームとグループホームの一元化等について施行  1月：「障害者権利条約」を批准	6月：「精神保健福祉法改正法」が成立  (平成26年4月(一部、平成28年4月)に施行予定)  「障害者差別解消法」が成立  (平成28年4月に施行予定)  「障害者雇用促進法改正法」が成立  (平成28年4月(一部、平成30年4月)に施行予定)

## 障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(概要)

1. 障害のない市民との平等と公平
2. 谷間や空白の是正
3. 安定した予算の確保

### 障害者総合福祉法の 6つのポイント

## I. 障害者総合福祉法の骨格 提言

### 1. 法の理念・目的・範囲

- ・障害の有無によつて分け隔てられない共生社会を実現する。
- ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。
- ・地域で自立した生活を営む権利。

### 2. 障害者総合福祉法の骨格 提言

- ・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者をいう。
- ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。

### 3. 選択と決定(支給決定)

- ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。
- ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。
- ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。
- ・合議機関の設置と不服申立。

### II. 障害者自立支援法の事業体系への移行問題

1. 障害者自立支援法の事業体系への移行問題
  - ・自立支援法の事業移行期限終了後も一定の要件の下で移行支援策を継続する。
2. 障害者総合福祉法の制定及び実施までに行るべき課題
  - ・総合福祉法の制定及び実施に当たり地方自治体の意見を踏まえる。
  - ・総合福祉法の策定及び実施のための実態調査や試行事業を行う。
3. 障害者総合福祉法の円滑な実施
  - ・総合福祉法を補完する、あるいはこれへの移行を支援する基金事業を設けること。
4. 財政のあり方
  - ・国は予算措置に必要な基礎データを把握する。
  - ・障害関連予算をOECD諸国の平均水準を目標漸進的に拡充する。
  - ・財政の地域間格差の是正を図る。
  - ・財政設計にあたり一般施策での予算化を追求。
  - ・障害者施設の推進は経済効果に波及する。
  - ・支援ガイドラインに基づく協議調整による支給決定は財政的にも実現可能である。
  - ・長時間介助等の地域生活支援のための財源措置を講じること。

### III. 関連する他の法律や分野との関係

### 1. 医療

- ・食材費や光熱水費等は自己負担とする。
- ・「障害に伴う必要な支援」は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。

### 2. 障害

- ・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。
- ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。
- ・複合的な相談支援体制の整備。

### 3. 労働と雇用

- ・障害者雇用促進法を見直し、雇用の質の確保、必要な支援を認定する仕組みの創設、雇用率や納付金制度見直し等を行う。
- ・労働と福祉の一体的展開。

### 10. 累積と人材確保

- ・利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅系支援に係る報酬は時間割とする。
- ・福祉従事者が賃金を支払える水準の報酬とする。

### 1. 医療

- ・医療は福祉サービス及び保健サービスとの有機的連携の下で提供される必要がある。
- ・福祉、保健、医療にわたる総合的な相談支援が必要。

### 2. 障害

- ・障害児を含むすべての子供の基本的権利を保障する仕組みの創設が必要。
- ・障害を理由に一般兒童施策の利用が制限されるべきではない。

### 3. 労働と雇用

- ・障害者雇用促進法を見直し、雇用の質の確保、必要な支援を認定する仕組みの創設、雇用率や納付金制度見直し等を行う。
- ・労働と福祉の一体的展開。

## II 障害者総合支援法について

# 新たな障害保健福祉施策を講ずるための実現に向けた共生の実現に向けた地域社会における共生の実現に向けた法律の整備に関する法律の概要

## 1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けた、障害保健福祉施策を講ずるものとする。  
日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

(平成24年6月20日成立・同年6月27日公布)

## 2. 概要

1. 題名  
「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。
2. 基本理念  
法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合のかつ計画的に行われるることを法律の基本理念として新たに掲げる。
3. 障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応。）  
「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。
4. 障害支援区分の創設  
「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。  
※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。
5. 障害者に対する支援  
  - ① 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であつて常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）
  - ② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
  - ③ 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であつて厚生労働省令で定めるものを加える）
  - ④ 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）
6. サービス基盤の計画的整備  
  - ① 障害保健福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標についての障害福祉計画の策定及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
  - ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
  - ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
  - ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

## 3. 施行期日

平成25年4月1日（ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日）

## 4. 検討規定（障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討）

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害保健福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害保健福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方  
※上記の検討に当たっては、障害者やその他の関係者の意見を反映させる措置をとる。

# 平成25年4月における障害者の範囲の見直し

○ 制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾患その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）を追加し、障害福祉サービス等の対象とする。

【平成25年4月1日施行】

○ 障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、「難病患者等住宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲（130疾患を政令で規定）として平成25年4月から制度を施行した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うものとする。

（参考：難病患者等住宅生活支援事業（ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付））  
事業を実施する市町村に対し、国が費用の一部を補助（平成24年度予算：2億円、健康局予算事業）  
難治性疾患克服研究事業の対象である130疾患と関節リウマチの患者を対象  
※平成24年度まで実施

- 難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが一定の障害がある方々に対して、障害福祉サービスを提供できるようになる。
- これまで補助金事業として一部の市町村での実施であったが、全市町村において提供可能になる。
- 受けられるサービスが、ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付だけではなく、新法に定める障害福祉サービスに広がる。

# 平成27年1月からの障害者総合支援法の対象疾患一覧 (151疾患)

1 TGA腎症	39 頸微鏡的多発血管炎	77 正常圧水頭症	115 囊胞性線維症
2 亜急性硬化性全脳炎	40 硬化性萎縮性吉癪	78 成人スチル病	116 パーキンソン病
3 アジソン病	41 好酸球性筋膜炎	79 成長ホルモン分泌亢進症	117 バージャー病
4 アミロイドーシス	42 好酸球性消化管疾患	80 脊髄空洞症	118 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
5 ウルリッヒ病	43 好酸球性多発血管炎(炎)・内芽腫症	81 眩暈小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	119 肺動脈性肺高血圧症
6 HTLV-1関連脊髄症	44 後縦弱帯骨化症	82 脊髄性筋萎縮症	120 肺胞低換気症候群
7 ADH分泌亢進症	45 甲状腺ホルモン不応症	83 全身型若年性特発性関節炎	121 バッド・キアリ症候群
8 遠位型ミオパチー	46 拘束型心筋症	84 全身性エリテマトーデス	122 ハンチントン病
9 黄色弱帯骨化症	47 広範管住管狭窄症	85 先天性QT延長症候群	123 泄発性特発性骨増殖症
10 濡瘍性大腸炎	48 抗リン脂質抗体症候群	86 先天性魚鱗様紅皮症	124 肥大型心筋症
11 下垂体前葉機能低下症	49 コステロコ症候群	87 先天性筋無力症候群	125 ピタミンD依存症二型
12 加齢性黄疸変性症	50 骨髓異形成症候群	88 先天性副腎低形成症	126 非典型溶血性尿毒症症候群
13 肝外門脈閉塞症	51 骨髓原形維症	89 先天性副腎皮質酵素欠損症	127 皮膚筋炎／多発性筋炎
14 關節リウマチ	52 ゴナドトロビン分泌亢進症	90 大脳皮質基底核変性症	128 びまん性汎細気管支炎
15 肝内結石症	53 混合性結合組織病	91 高安動脈炎	129 肥満低換気症候群
16 偏性低アルドステロン症	54 再生不良性貧血	92 多系統萎縮症	130 表皮水疱症
17 偏性副甲状腺機能低下症	55 再発性多発軟骨炎	93 多発血管炎(性)内芽腫症	131 フィッシャー症候群
18 球脊髄性筋萎縮症	56 サルコイドーシス	94 多発性硬変症／視神経脊髄炎	132 封入体筋炎
19 急速進行性糸球体腎炎	57 シエーブレン症候群	95 多発性囊胞腎	133 ブラワ症候群
20 強皮症	58 CFC症候群	96 遷発性内リンパ水腫	134 ブリオノン病
21 巨細胞生動脈炎	59 色素性乾皮症	97 チャーチジ症候群	135 PRL分泌亢進症(高フロラチニン血症)
22 巨大膀胱小結腸腸管蠕動不全症	60 自己貪食空胞性ミオパチー	98 中毒性表皮壞死症	136 ベスレムミオパチー
23 ギラン・バレ症候群	61 自己免疫性肝炎	99 腸管神経節細胞腫少症	137 ベーチェット病
24 筋萎縮性側索硬化症	62 自己免疫性溶血性貧血	100 TSH受容体異常症	138 ペルオキシソーム病
25 クッシング病	63 視神経症	101 TSH分泌亢進症	139 発作性夜間ヘモグロビン尿症
26 クリオビリン関連周期性症候群	64 若年性肺気腫	102 TNF受容体関連周期性症候群	140 他の生活習慣病(多食・過食・多飲・運動不足等)による多発疾患
27 グルコルチコイド抵抗症	65 シャルコー・マリー・トゥース病	103 天疱瘡	141 慢性血栓塞栓性肺高血圧症
28 クロウ・深瀬症候群	66 重症筋無力症	104 特発性拡張型心筋症	142 慢性隕炎
29 クローン病	67 シュワルツ・ヤンペル症候群	105 特発性間質性肺炎	143 慢性持続性腸閉塞症
30 結節性硬化症	68 神経性過食症	106 特発性基底核石灰化症	144 ミトコンドリア病
31 結節性多発動脈炎	69 神経性食欲不振症	107 特発性血小板減少性紫斑病	145 メニエール病
32 血栓性血小板減少性紫斑病	70 神経線維腫症	108 特発性血栓症	146 網膜色素変性症
33 原発性アルドステロン症	71 神経官能症表示状症	109 特発性大腿骨頭壞死症	147 もやもや病
34 原発性梗化性胆管炎	72 進行性核上性麻痺	110 特発性門脈圧亢進症	148 ライソゾーム病
35 原発性高脂血症	73 進行性骨化性線維形成異常症	111 特発性面側性感音難聴	149 ランゲルハンス細胞組織球症
36 原発性側索硬化症	74 進行性多巣性白質脳症	112 特発性難聴	150 リンパ脈管筋腫症
37 原発性胆汁性肝硬変	75 ステイーヴンス・ジョンソン症候群	113 難治性ネフローゼ症候群	151 ルビンシユタイン・ティビ症候群
38 原発性免疫不全症候群	76 スモノ	114 腹腔性乾癥	

「劇症肝炎」「重症急性胰炎」については平成27年1月以降は対象外となります。すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能ですが、

白抜き：対象に変更はないが、疾患名が変更されたもの

# 障害者に対する支援（①重度訪問介護の対象拡大）

重度訪問介護の対象者を、「重度の肢体不自由者その他の障害者であつて常時介護をするもの」として厚生労働省令で定めるものとする。

【平成26年4月1日施行】

厚生労働省令において、現行の重度の肢体不自由者に加え、行動障害を有する知的障害者又は精神障害者に対象拡大

（参考）

		【重度訪問介護】※見直し前	【行動援護】
（ 対 象 者 ）	・重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者(区分4以上)	・知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するもの(区分3以上)	
（ サ ー ビ ス 内 容 ）	・身体介護、家事援助、見守り、外出時の介護を総合的に提供 ・長時間の利用を想定	・行動する際に生じ得る危険を回避するための援護、外出時ににおける移動中の介護を提供 ・8時間までの利用を想定	
（ 報 酬 単 価 ）	・1,403単位 (7.5時間以上)	・2,498単位 (7.5時間以上)	
（ 介 助 者 資 格 ）	・20時間の養成研修を修了	・知的障害、精神障害の直接処遇経験2年以上又は直接処遇経験1年以上 + 20時間の養成研修を修了	
（ 研 修 内 容 ）	・介護技術、医療的ケア、コミュニケーション技術など	・障害特性理解、予防的対応、制御的対応、危険回避技術習得等	

# 重度訪問介護の見直し（平成26年4月施行）

## ○対象者

### （見直し前）

■ 重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者

→ 障害程度区分4以上であって、下記のいずれにも該当する者

① 二肢以上に麻痺等があること

② 障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。

### （見直し後）

■ 重度の肢体不自由者その他の障害者であるとして厚生労働省令で定めるもの

→ 障害支援区分4以上であって、下記の①又は②の条件を満たす者

① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。

② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

## ○サービス内容

### ■居宅における

・入浴、排せつ及び食事等の介護  
・調理、洗濯及び掃除等の家事

・その他生活全般にわたる援助

・外出時における移動中の介護

※ 日常生活中に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。

■「行動障害を有する者」については、行動障害に専門性を有する行動援助事業者等によるアセスメントや環境調整などを行った上で、本サービスの利用を開始する。

## ○主要な人員配置

### ■サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上

・介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、

・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者

・居宅介護職員初任者研修修了者であって3年以上の実務経験がある者

### ■ヘルパー：常勤換算2.5人以上

・居宅介護に從事可能な者、重度訪問介護従業者養成研修修了者

※「行動障害を有する者」に対応する場合は、専門性を確保するため、行動障害を有する者の障害特性に関する研修を受講することとする。研修内容は、強度行動障害支援者養成研修と同等の内容。

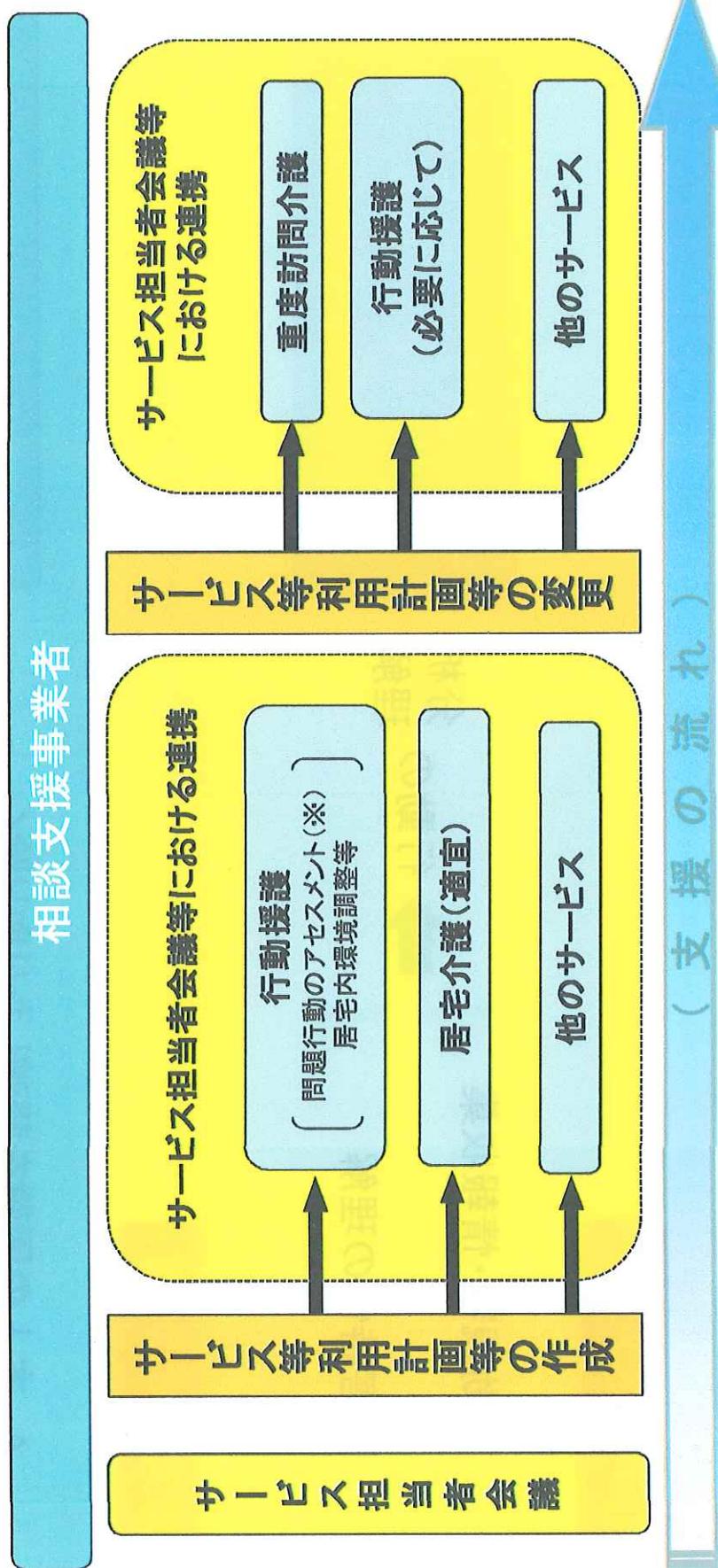
## ○事業所数 6,504(国保連平成26年 10月実績)

## ○利用者数 9,955(国保連平成26年 10月実績)

# 重度訪問介護の対象拡大後ににおける行動障害を有する者への支援について

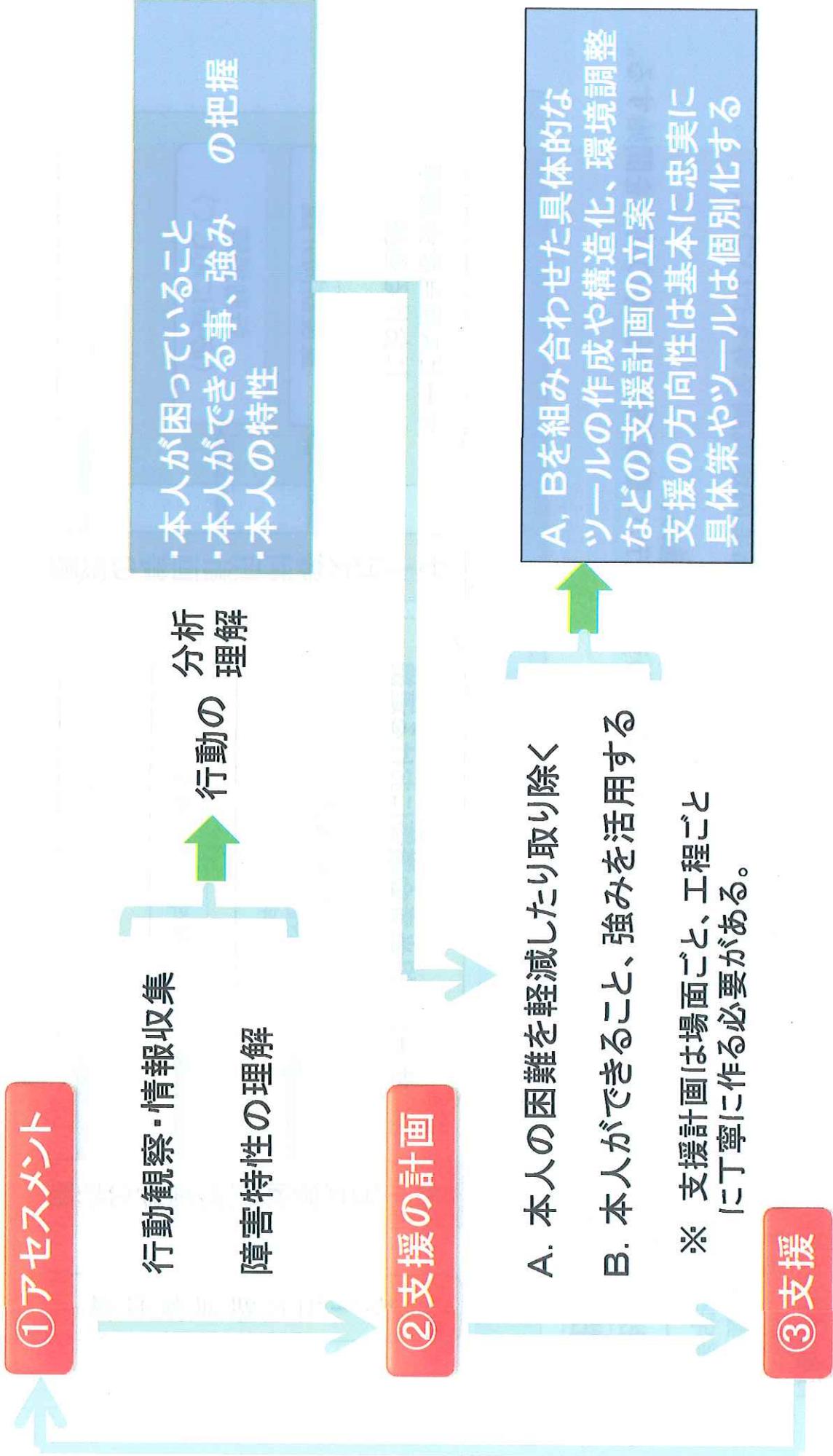
- ・行動障害を有する者に対する支援のイメージは、具体的には以下のとおりとなる。
- ・相談支援事業者を中心とした連携体制の下で、
- ・行動支援護事業者等が一定期間、問題行動のアセスメント(※)や居宅内環境調整等を行いつつ、
- ・居宅介護や他のサービスによる支援を行なながら、
- ・サービス担当者の会議等における連携により支援方法等の共有を進め、重度訪問介護等の利用を開始する。

## 支援の流れ(イメージ)



※ 地域において行動支援護事業者の確保が困難な場合等であつて市町村が認める場合には、発達障害者支援センター・障害福祉サービス事業・施設等の専門家であつて、行動障害に関する専門知識や経験を有する者によるアセスメント等を行うことも想定。

# 行動障害がある者に対するアセスメントから支援までのプロセス



# 「強度行動障害」に関する対象者の概要

## 「強度行動障害」とは

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人々のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

## 「支援の対象者」については

障害福祉サービスを受ける際にに行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」(福祉型障害児入所施設の場合は「強度行動障害判定基準表」)を用いて判定し、一定の点数以上となる人(24点中10点)に対して手厚い支援(下記の図参照)が提供される。

強度行動障害にいたる前からの支援や行動改善が見られた後ににおける継続的な支援が提供できるようにするために、「行動援護」は平成20年、「共同生活介護、短期入所、施設入所支援の重度障害者支援加算」は平成24年に対象者判定の基準点を引き下げたところであり、その結果支援対象者が拡大している。

## 行動障害関連の障害福祉サービス・障害児支援の利用者 (国民保険団体連合会データ)

のべ27,155人(平成26年1月時点)



行動援護  
7,523人



(行動援護、共同生活介護、短期入所を重複して利用する場合があるため、のべ人数としている)

共同生活介護(重度障害者支援加算)  
2,261人

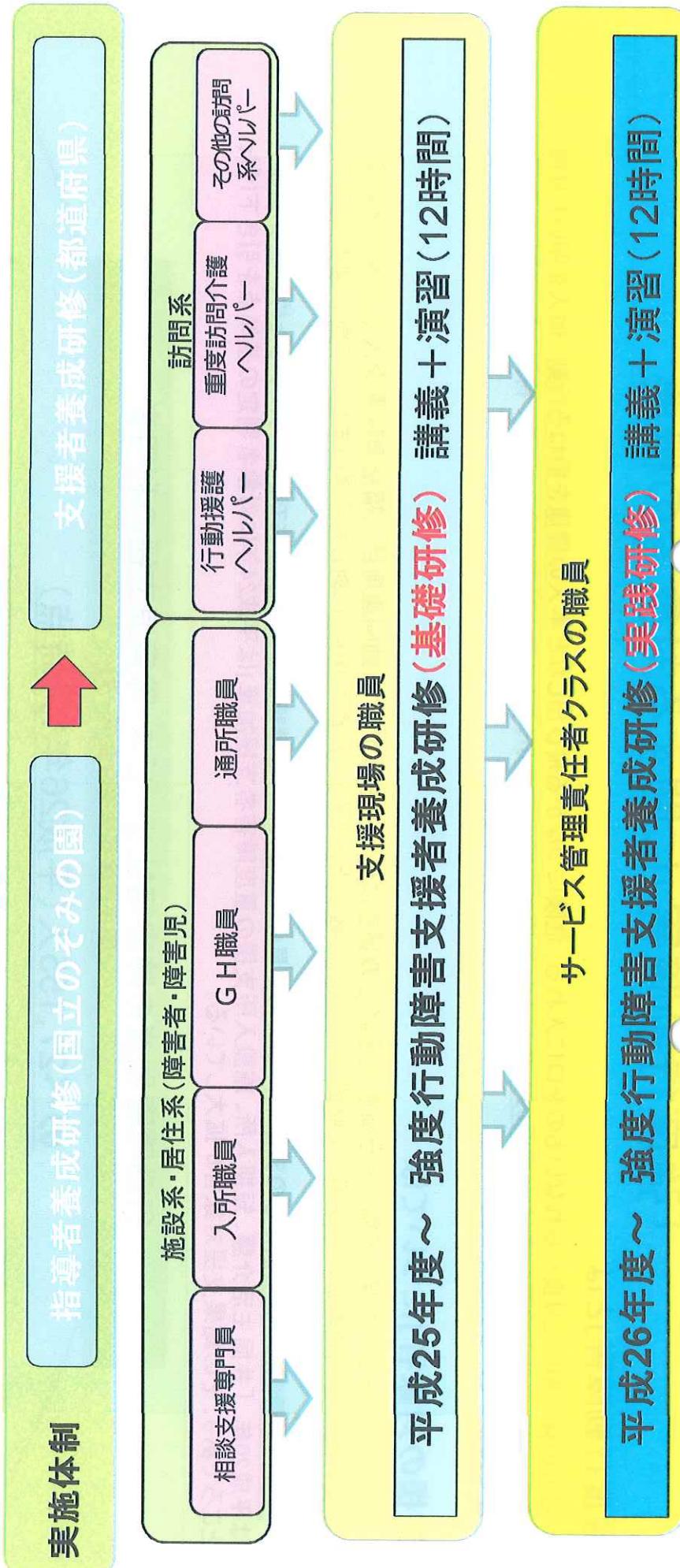
短期入所(重度障害者支援加算) 2,120人  
施設入所支援(重度障害者支援加算) 15,244人  
福祉型障害児入所施設(強度行動障害者特別支援加算) 7人

(参考)平成26年度からは、重度訪問介護についても、行動援護等の基準と同様の対象者に対して支援を提供することが可能となっている。

## (参考) 強度行動障害を有する者等に対する支援者的人材育成について

強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としており、このため、現状では事業所の受入が困難であったり、受け入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。

一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されており、強度行動障害に関する体系的な研修が必要とされている



# 障害者に対する支援（共同生活介護の共同生活援助への一元化）

（ケアホーム）  
（グループホーム）

共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合。  
【平成26年4月1日施行】

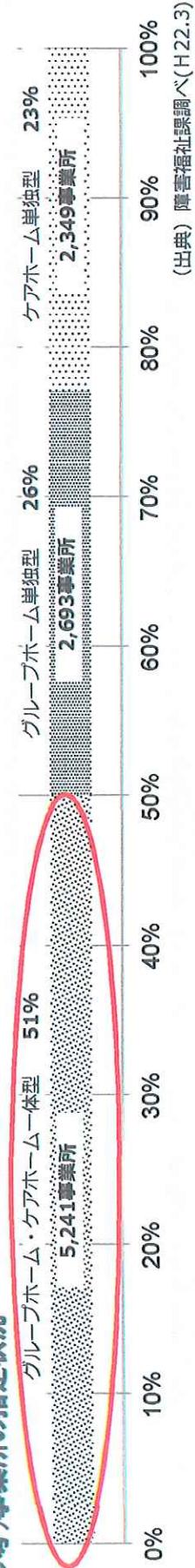
➡ 障害者の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進。

## 《背景》

- ★ 今後、障害者の高齢化・重度化が進むことを背景として、介護が必要な障害者のグループホームの新規入居や、グループホームに入居後に介護が必要となるケースが増加することが見込まれる。
- ★ 現行、介護が必要な人と必要な人との間に受け入れる場合、グループホーム、ケアホームの2つの類型の事業所が必要。
- ★ 現にグループホーム・ケアホーム一体型の事業所が半数以上。

地域における住まいの選択肢のさらなる拡大・事務手続きの簡素化等の観点からケアホームをグループホームに一元化。グループホームにおいて、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を提供。

## （参考）事業所の指定状況



◎ グループホームへの一元化に併せて、次の運用上の見直しを行う

## 外部サービス利用規制の見直し

## サテライト型住居の創設

個々の利用者の状態像に応じて柔軟かつ効率的なサービス提供が可能となるよう、グループホームの新たな支援形態の1つとして、外部の専門介護事業者と連携すること等により利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行う事業所形態を創設。共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえ、1人で暮らしたいというニーズにも応えつつ、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、本体住居との連携を前提とした「サテライト型住居」の仕組みを創設。

# 一元化後のグループホームにおける介護サービスの提供形態

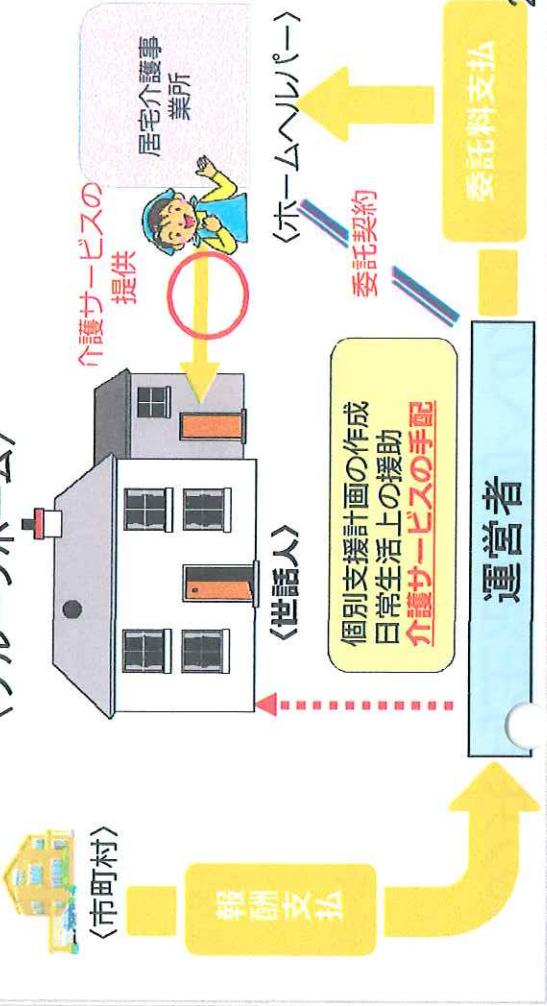
一元化後のグループホームは、介護を必要とする者としない者が混在して利用することとなり、また、介護を必要とする者の数も一定ではないことから、全ての介護サービスを当該事業所の従業者が提供するという方法は必ずしも効率的ではないと考えられる。一方、これまでのケアホームと同様に、馴染みの職員による介護付きの住まいを望む声もある。

グループホームで提供する支援を「基本サービス(日常生活の援助等)」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2階建て構造とし、介護サービスの提供については、① グループホーム事業者が自ら行うか(介護サービス包摶型(旧ケアホーム型))、  
② グループホーム事業者はアレンジメント(手配)のみを行い、外部の居宅介護事業所に委託するか(外部サービス利用型)のいずれかの形態を事業者が選択できる仕組みとした。

## 介護サービス包摶型のイメージ

- ★介護サービスについて、事業所はアレンジメント(手配)のみを行い、外部の居宅介護事業者等に委託。
- ★介護スタッフ(生活支援員)について(は)配置不要。

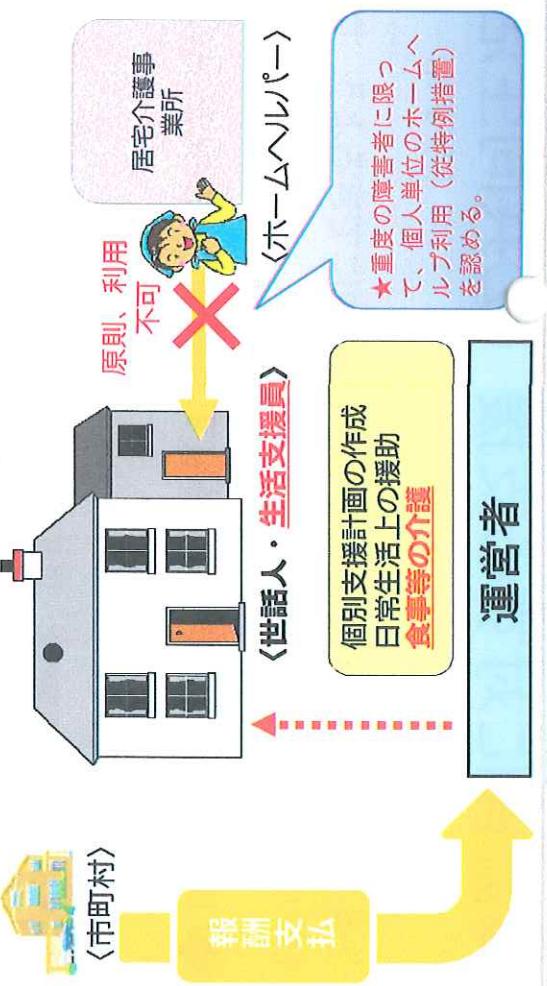
### 〈グループホーム〉



## 介護サービス利用型のイメージ

- ★介護サービスについては、従来のケアホームと同様に当該事業所の従業者が提供。
- ★利用者の状態に応じて、介護スタッフ(生活支援員)を配置。

### 〈グループホーム〉

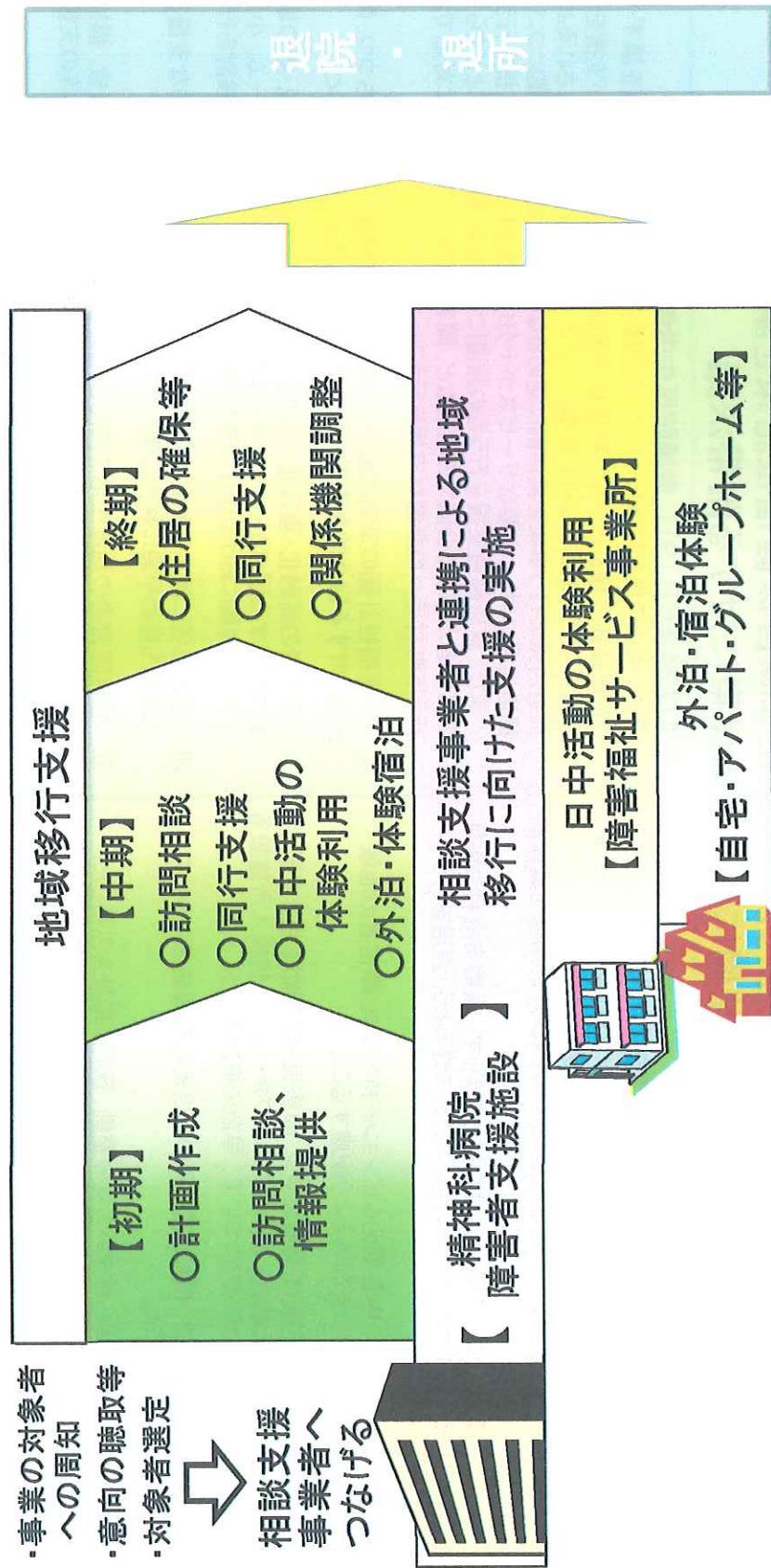


# 障害者に対する支援（③地域移行支援の対象拡大）

地域生活への移行のために支援を必要とする者を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に加えて、その他の地域における生活に移行するためには重点的な支援が必要とする者であつて厚生労働省令で定めるものを追加。

【平成26年4月1日施行】  
→ 保護施設、矯正施設等を退所する障害者などに対象拡大

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れのイメージ



# 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施設策を講ずるための 関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

## く平成24年4月18日 衆議院厚生労働委員会>

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成については、利用者が支援を受けやすくする観点から、窓口は市町村を基本としつつ、市町村及び都道府県の必須事業については、支援が抜け落ちることなく、適切な役割分担がなされるようそれぞれの行う事業を具体的に定めること。

二 意思疎通支援を行う者の派遣については、個人利用にとどまらず、複数市町村の居住者が集まる会議での利用など、障害者のニーズに対応できるよう、派遣を行う市町村等への必要な支援を行うこと。

三 障害福祉計画の策定に当たつては、中長期的なビジョンを持つつ、障害者の地域生活に対する総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。

四 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方にについて、早急に検討を行うこと。

五 難病患者に対する医療、保健、研究、福祉、就労等の総合的な支援施策について、法整備も含め早急に検討し確立すること。

六 精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービスの在り方、精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと。

七 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方の検討と併せて、成年被後見人の政治参加の在り方にについて、検討を行うこと。

八 障害者の就労の支援の在り方については、障害者の一般就労をさらに促進するため、就労移行だけでなく就労定着への支援を着実に行えるようなサービスの在り方について検討するとともに、一般就労する障害者を受け入れる企業への雇用率達成に向けた厳正な指導を引き続き行うこと。

九 常時介護をする障害者等に対する支援その他の障害福祉サービスの在り方等の検討に当たつては、国と地方公共団体との役割分担も考慮しつつ、重度訪問介護等、長時間サービスを必要とする者に対する適切な支給決定がなされるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。

十 常時介護をする障害者等に対する支援その他の障害福祉サービスの在り方等の検討に当たつては、国と地方公共団体との役割分担も考慮しつつ、重度訪問介護等、長時間サービスを必要とする者に対する適切な支給決定がなされるよう、市町村に対する支援の在り方についても、十分に検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること。

## く平成24年6月19日 参議院厚生労働委員会>

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成については、利用者が支援を受けやすくする観点から、窓口は市町村を基本としつつ、適切な役割分担がなされるよう市町村及び都道府県の行う事業を具体的に定めなるなど、地域生活支援事業について、市町村及び都道府県に対し、必要なサービスが十分に提供されるための支援を行うこと。

二 障害者が集まる会議での利用など、障害者のニーズに対応できるよう、派遣を行う市町村等への必要な支援を行うこと。

三 障害福祉計画の策定に当たつては、中長期的なビジョンを持つつ、障害者の地域生活に対する総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。

四 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方にについて、早急に検討を行うこと。

五 難病患者に対する医療、保健、研究、福祉、就労等の総合的な支援施策について、法整備も含め早急に検討し確立すること。

六 精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービスの在り方、精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと。

七 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方の検討と併せて、成年被後見人の政治参加の在り方にについて、検討を行うこと。

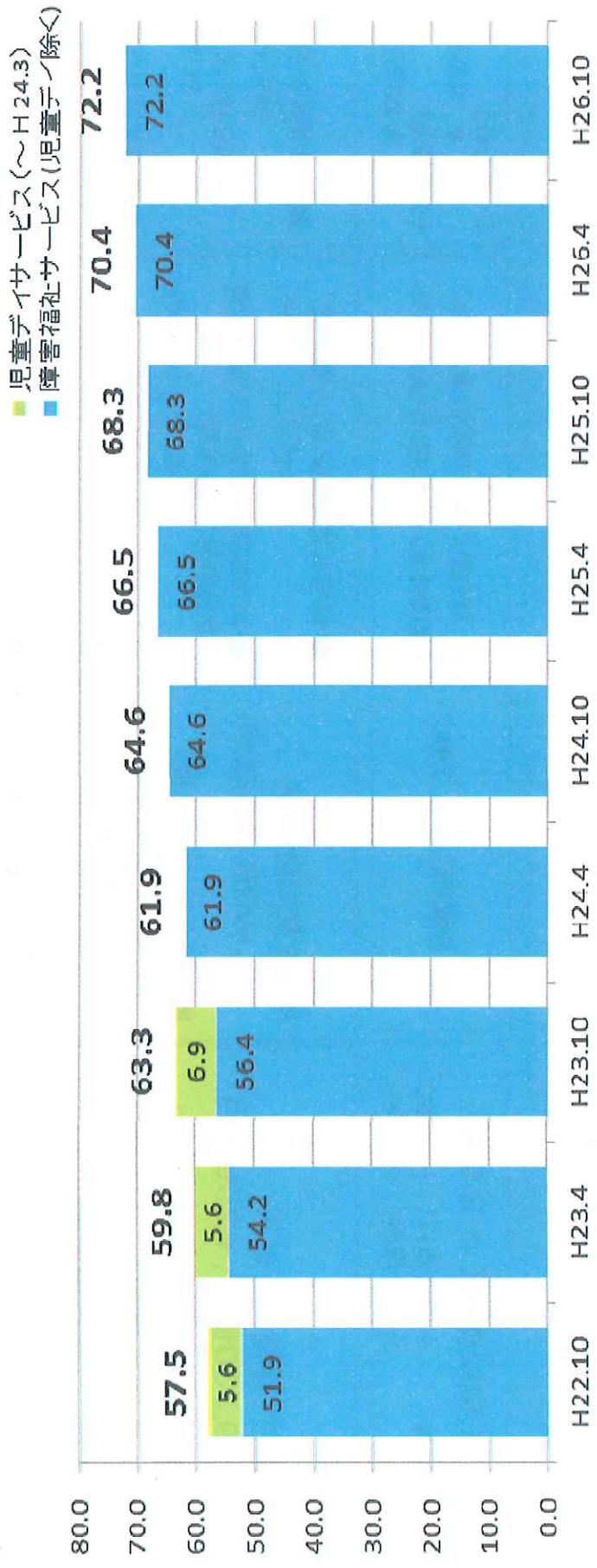
八 障害者の就労の支援の在り方については、障害者の一般就労をさらに促進するため、就労移行だけでなく就労定着への支援を着実に行えるようなサービスの在り方について検討するとともに、一般就労する障害者を受け入れる企業への雇用率達成に向けた厳正な指導を引き続き行うこと。

九 常時介護をする障害者等に対する支援その他の障害福祉サービスの在り方等の検討に当たつては、国と地方公共団体との役割分担も考慮しつつ、重度訪問介護等、長時間サービスを必要とする者に対する適切な支給決定がなされるよう、市町村に対する支援の在り方についても、十分に検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること。

十 障害者政策委員会の運営に当たつては、関係行政機関の間で十分調整するどもに、障害者政策を幅広い国民の理解を得ながら進めいくという観点から、広く国民各層の声を障害者政策に反映するよう、公平・中立を目指すこと。

### 3障害一元化による制度格差の解消・実利用者数の推移

平成25年10月から平成26年10月にかけて障害福祉サービス利用者数全体で5.7%増加している。  
一方、精神障害者の利用者数は13.0%の増加となっている。



○平成25年10月→平成26年10月の伸び率(年率)…… 5.7%

(26年10月の利用者数)

このうち	身体障害者の伸び率……	3.6%	身体障害者…… 20.4万人
	知的障害者の伸び率……	4.2%	知的障害者…… 34.4万人
	精神障害者の伸び率……	13.0%	精神障害者…… 15.6万人
	難病等対象者……	0.1	難病等対象者…… (1,080人)

# 平成27年度障害福祉事業予算案の概要（復興特会含む）

(26年度予算額)  
**1兆5,019億円**

↑  
(27年度予算案)  
**1兆5,495億円**  
(対前年度 **+476億円、+3.2%**)

(一般会計) 1兆4,962億円  
〔復興特会〕 57億円

(一般会計) 1兆5,469億円  
〔復興特会〕 26億円

経費種別

義務的経費

(年金・医療等以外)

107億円 → 101億円

【医療以外】：1兆1,557億円 → 1兆2,088億円  
【医療】：2,622億円 → 2,643億円

657億円 → 620億円

【一般会計】631億円 → 600億円  
【復興特会】 26億円 → 20億円

対前年度

+552億円 (+ 3.9%)

うち医療以外：  
うち医療：

▲ 5億円 (▲ 4.7%)

義務的経費

公共事業関係

76億円 → 42億円  
【一般会計】45億円 → 36億円  
【復興特会】 31億円 → 6億円

主な内容

裁量的経費  
【一般会計】  
【復興特会】  
▲ 9億円 (▲ 20.2%)  
▲ 25億円 (▲ 79.8%)

地域生活支援事業(一部新規)  
464億円(+ 2億円)

精神障害者地域移行・地域定着

支援事業(一部新規)  
1.2億円(+ 0.4億円)

(一部公共合む)

医療施設整備負担金  
5.7億円(▲ 3.8億円)

医療観察法指定入院医療機関運営費負担金  
5.5億円 (▲ 3.1億円)

地域生活支援拠点等整備推進  
モデル事業(新規) 0.3億円

就労移行等連携調整事業  
(新規) 1.1億円

依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業(新規)  
0.7億円

被災者の心のケア支援事業  
【復興特会】 16億円 (▲ 2億円)

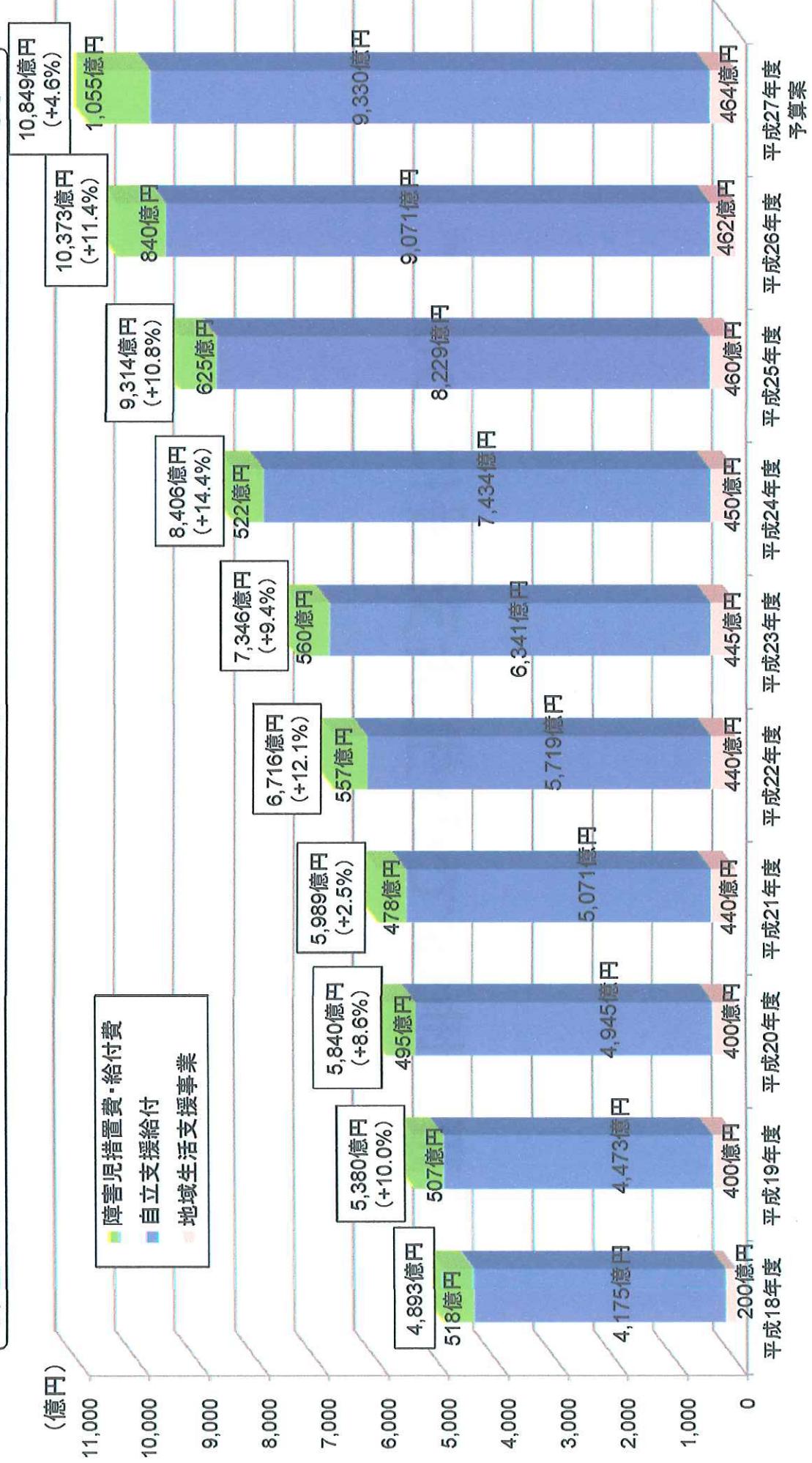
社会福祉施設整備費  
3.9億円(+ 0.2億円)

社会福祉施設等災害復旧  
賃補助金【復興特会】  
6. 3億円(▲ 0.7億円)

24

# 障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は義務的経費化により10年間で2倍以上に増加している。



(注1) 平成18年度については、自立支援法施行前の支援費、自立支援法施行後の自立支援給付、地域生活支援事業等を積み上げた予算額である。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

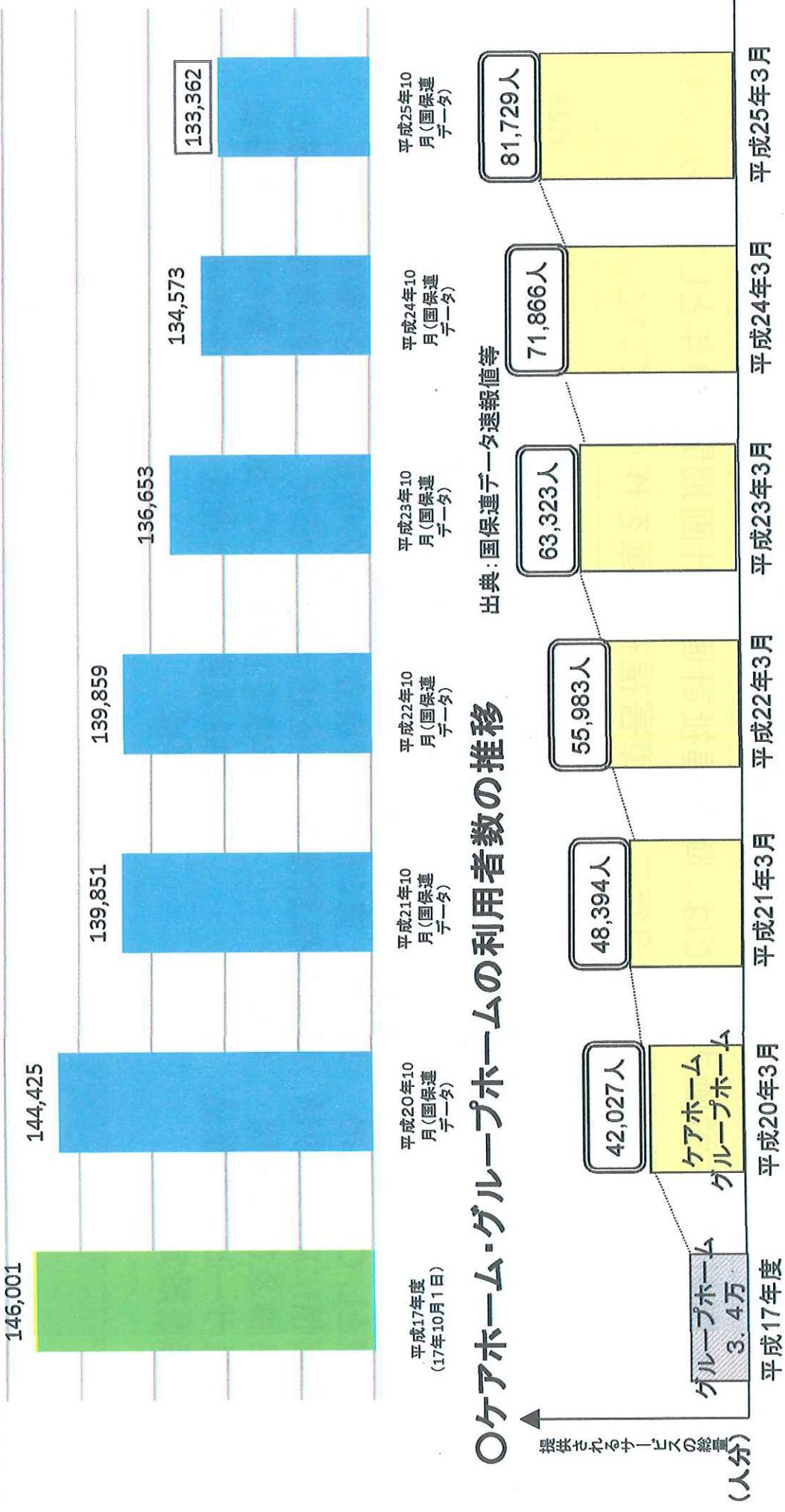
(注2) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注3) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

### III 地域での生活支援について

# 施設等から地域への移行の推進

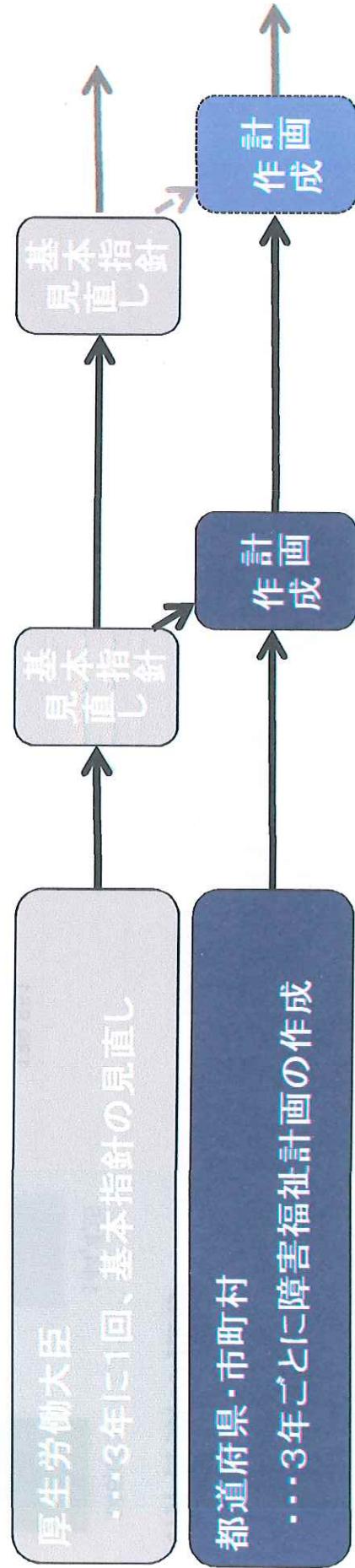
○施設入所者数の推移  
出典:国保連データ速報値等  
入所者数(人)



## 障害福祉計画と基本指針

- 基本指針（厚生労働大臣）では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県・市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成している。

第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度	第4期計画期間 27年度～29年度
平成23年度を目 標として、地域の 実情に応じた数値 目標及び障害福 祉サービスの見込 量を設定	第1期の実績を 踏まえ、第2期 障害福祉計画を 作成	つなぎ法による障害 者自立支援法の改正 等を踏まえ、平成26 年度を目標として、第 3期障害福祉計画を 作成	障害者総合支援法 の施行等を踏まえ、 平成29年度を目標と して、第4期障害福 祉計画を作成



# 成果目標と活動指標の関係 (成果目標)

## (活動指標)

- 施設入所者の地域生活への移行
  - 地域生活移行者の増加
  - 施設入所者の削減

### 施設入所者の地域生活への移行

- (都道府県・市町村)
  - 生活介護の利用者数、利用日数
  - 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
  - 就労移続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
  - 短期入所(A型・B型)の利用者数、利用日数
  - 共同生活援助の利用者数
  - 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数
  - 施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減

### 入院中の精神障害者の地域生活への移行

- 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇
- 入院後1年時点の退院率の上昇
- 在院期間1年以上の長期在院者数の減少

### 障害者の地域生活の支援

- (都道府県・市町村)
  - 就労移行支援事業の受講者数
  - 就労移続支援A型、就労継続支援B型の利用者数
  - 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者数
  - 委託訓練事業の受講者数
  - 障害者試行雇用事業の開始者数
  - 職場適応援助者による支援の対象者数
  - 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

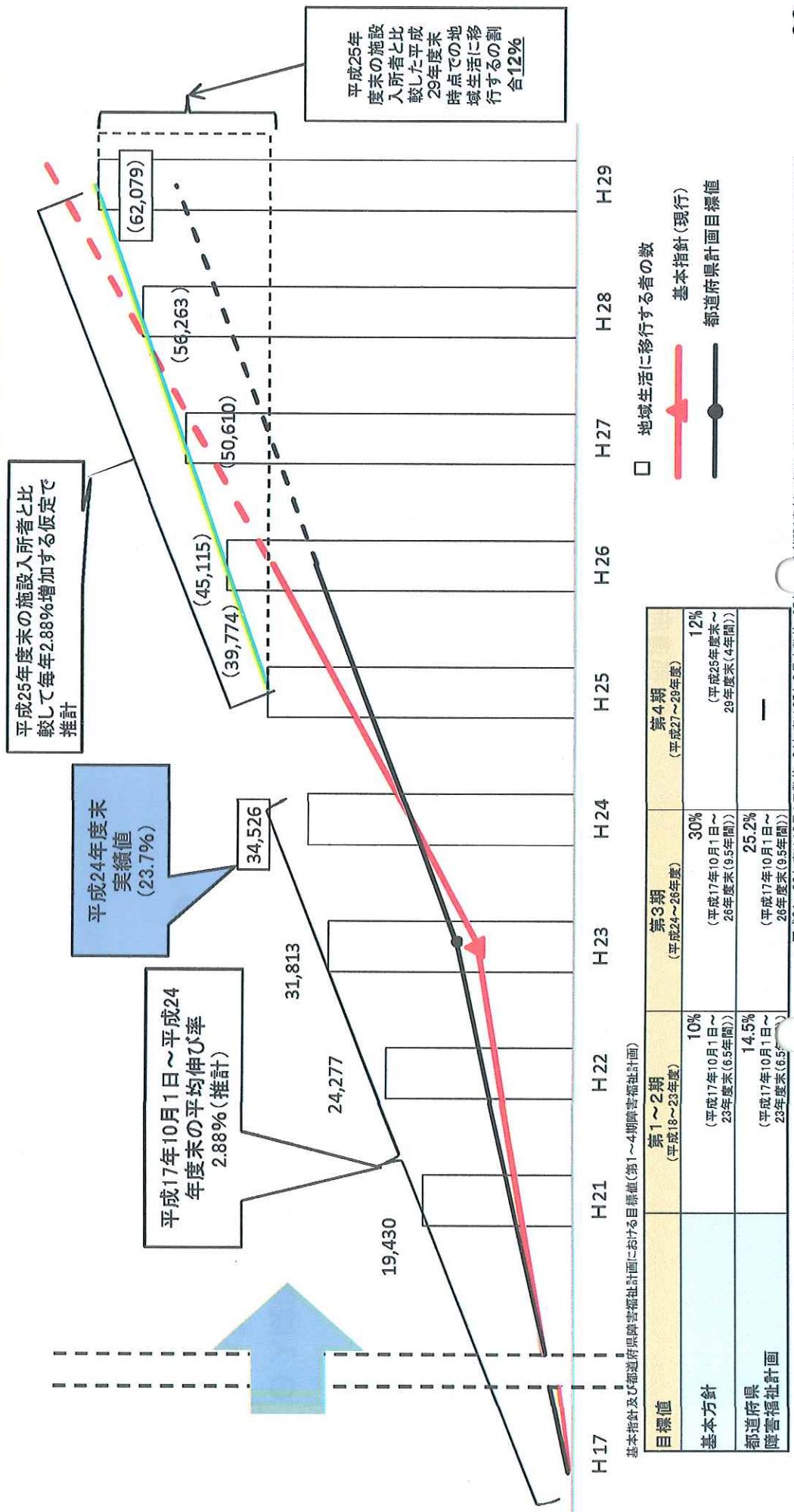
### 福祉施設から一般就労への移行

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労移行支援事業の利用者の増加
- 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

(基本指針の理念)自立と共生の社会を実現  
障害者が地域で暮らせる社会に

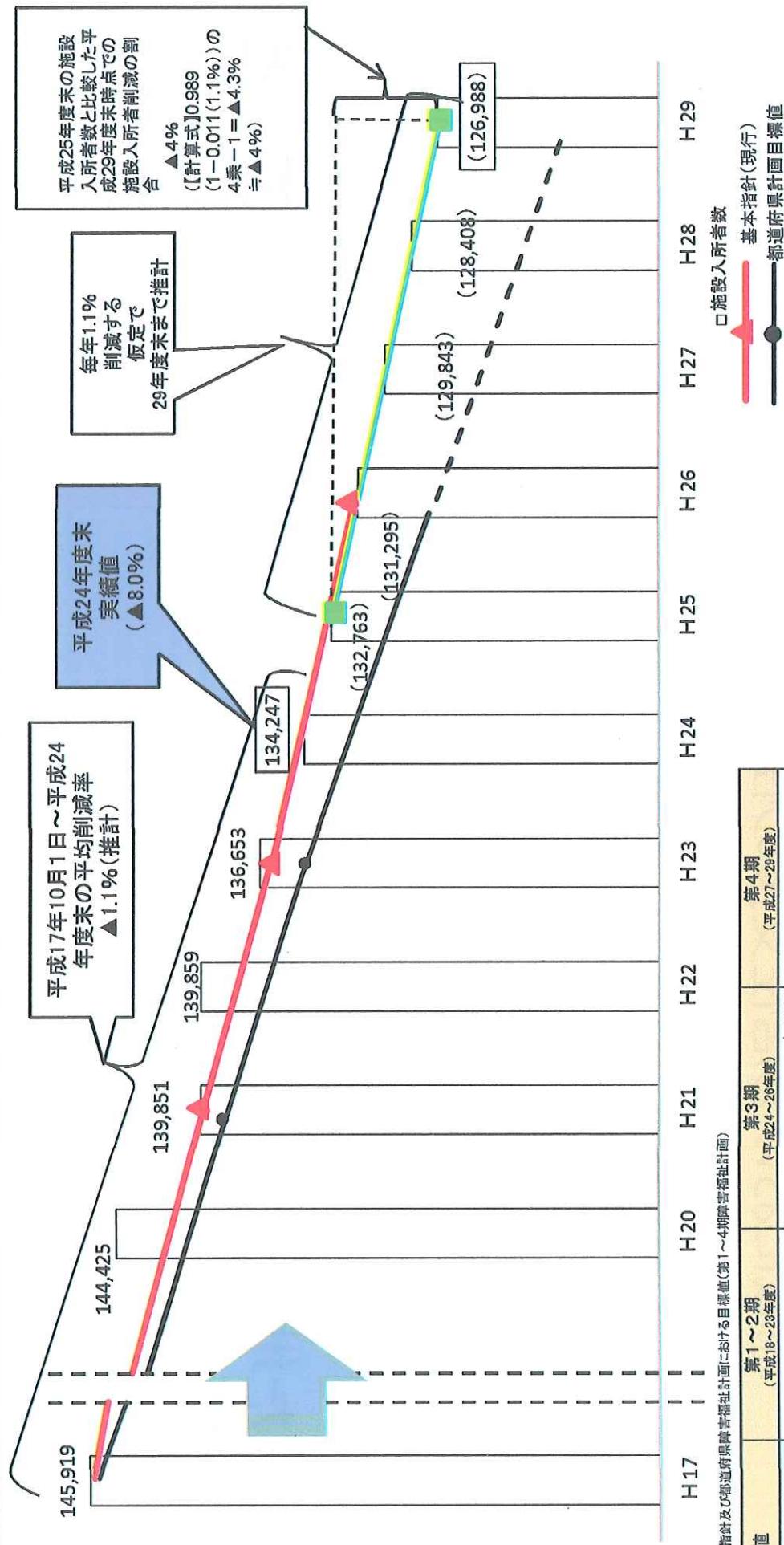
# 施設入所者の地域生活への移行

- 平成17年10月施設入所者と比較した地域生活に移行する者の割合は、平成24年度時点で23.7%となっており、平成26年度末には、3割の地域生活移行を達成見込み。
- 数値目標に当たつては平成17年10月1日から平成24年度末の平均伸び率(2.88%)をベースに、平成25年度末の施設入所者と比較した平成29年度末時点での地域生活に移行する者の割合を12%以上とする形で設定。



## 施設入所者の削減

- 施設入所者は平成17年10月1日時点と比較し、平成24年度末時点まで約8.0%減少。
- 平成26年度の設定目標には、施設入所者の1割削減を達成見込み。
- 数値目標に当たつては平成17年10月1日から平成24年度末の平均削減率(▲1.1%)をベースに、平成29年度末までに、平成25年度末の施設入所者の数から約4%以上削減する形で設定。



目標値	第1～2期 (平成18～23年度)		第3期 (平成24～26年度)		第4期 (平成27～29年度)	
	▲7%	▲10%	▲10%	▲10%	▲4%	▲4%
基本方針	▲7%	▲10%	▲10%	▲10%	▲4%	▲4%
都道府県 障害福祉計画	▲8.4% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	▲15.4% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	—	—	—	—

・ 平成17年度、平成20～23年度は10月1日数値。平成24年度は25年3月数値。平成25年度に跨る状況算定。  
・ 出典：国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査

## 地域における居住支援の在り方についての論点

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えた、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点からのケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等も含めた地域における居住の支援等の在り方について、どう考えるか。

## 地域における居住支援に関するニーズについて

- 関係団体からのヒアリングにおいては、障害者の地域生活を支えるために必要な支援・資源について様々な意見が出された。これらを整理すると、おおむね以下のようないふたつの見方がある。

### ヒアリングにおいて挙げられたニーズ

- 地域での暮らしの安心感の担保
- 親元からの自立を希望する者に対する支援
- 施設・病院等からの退所・退院等、地域移行の推進
- 医療的ケア、行動障害支援等、専門的な対応を必要とする者への支援
- 医療との連携等、地域資源の活用
- 夜間も利用可能なサービス、緊急対応体制
- 障害特性に応じた施設整備

## 地域における居住支援に求められる機能について

- これらのニーズから、どのような機能が求められているのかという点について検討すると、おおむね以下のように分類できるのではないか。

### 求められる機能

- 相談（地域移行、親元からの自立）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）



- ・ 障害者の地域生活の支援については、障害福祉計画等に基づき取組を進めているところ。
- ・ 今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、上記のような機能をさらに強化していく必要がある。
- ・ その際、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの独立等、生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援が必要である。

# 地域における居住支援のための機能強化

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく手法としては、①これらの機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」（グループホーム併設型、単独型）、②地域において機能を分担して担う「面的整備型」等が考えられる。

## （参考）居住支援のための機能強化の整備手法のイメージ

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、関係者や障害当事者が参画して検討

### 面的整備型



### 単独型



### 多機能拠点整備型



### G H併設型



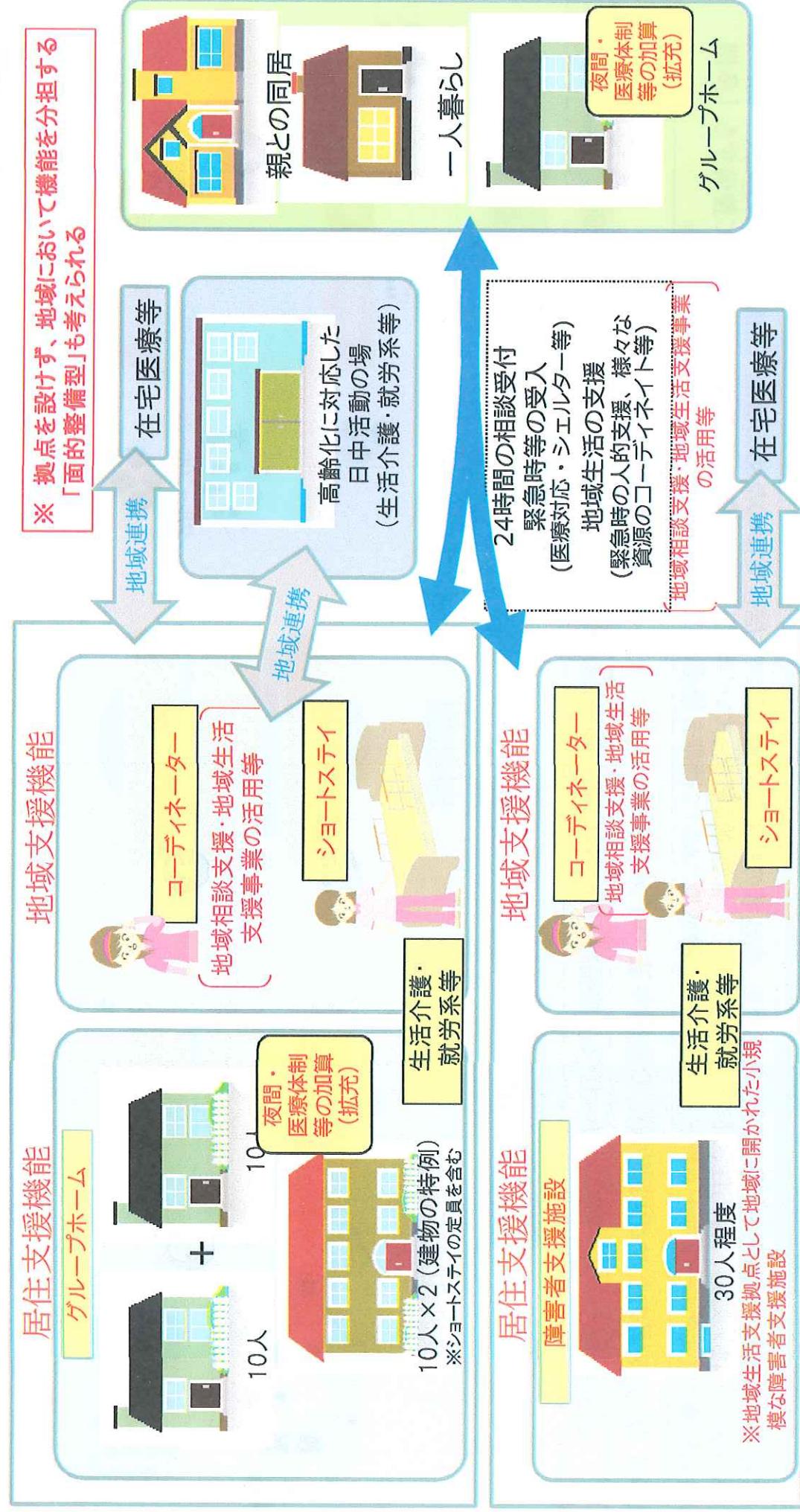
## 1の建物における共同生活住居の設置数に関する特例

都市部など土地の取得が困難な地域等においても、各都道府県の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、次のいずれにも該当するものとしで都道府県が認めた場合は、1の建物の中に複数の共同生活住居の設置を認めることとする。

- ① 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など宿泊の場の提供のための事業や地域の関係機関と連絡調整を行うコードネット事業を行うこと
- ② ①の機能をグループホームに付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域居住支援の一環として位置づけられていること
- ③ 1つの建物であっても、入り口(玄関)が別になつているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること
- ④ 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下(短期入所(空床利用型を除く。)を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含む。)であること

# 障害児・者の地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進 (地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



※安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーディネーターや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討

## 第四期障害福祉計画・基本指針（抄）

○ 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（抄）

### 第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

一 市町村及び都道府県は、（略）次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画を作成することが必要である。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

特に、地域生活支援する機関等に対する支援力の強化による安心感の確保、親から供給される情報の適切な活用、高齢者や障害者に対する支援の実現等、生活の質の向上と、社会的活動への参画の促進を図る。また、地域社会との連携による支援の充実と、地域資源の活用による地域社会の活性化を図ることにより、地域社会の多様なニーズに対応する体制を確立する。  
（以下に示す「」は、本指針における用語の定義を示す。）

## 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

### 3 グループホーム等への充実及び入地域生活支援拠点等の整備

さらに、一の3に掲げる体制の整備による地域生活支援の機能をさらに強化するため、各地域内で、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援拠点（同条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）に付加した拠点（以下「地域生活支援拠点」といふ。）の整備を図る。なお、障害者支援施設を地域生活支援拠点とする際には、当該障害者支援施設について、小規模化等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域移行、地域との交流機会の確保、地域の障害者等に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとすることが必要である。また、地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（以下「面的な体制」といふ。）の整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携の下に障害者等に対する支援を確保していることが必要である。

## 第二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に関する目標（抄）

三 地域生活支援拠点等の整備  
地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）に基づいて、平成二十九年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。